

公益財団法人長岡京水資源対策基金水資源対策負担金に関する要綱
(趣旨)

第1条 公益財団法人長岡京水資源対策基金(以下「基金」という。)に基づき、地下水は地域共有の公水との認識に立って、地下水利用者に水資源対策負担金(以下「負担金」という。)を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(地下水利用者)

第2条 この要綱で「地下水利用者」とは、長岡京市内において地下水を採取し、業務の用に供する者(その用途が農業用に供する者は除く。)のうち、長岡京市地下水採取の適正化に関する条例(昭和51年長岡京市条例第1号)に定める地下水採取者をいう。

(負担金に係る協定)

第3条 負担金の負担について地下水利用者の同意を得たとき、理事長は、当該地下水利用者と別記様式の協定書による協定を締結するものとする。

2 前項の規定により基金と協定を締結した地下水利用者は、基金の正会員とする。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、別表に定める算出基準により算出するものとする。

(取水量の計量)

第5条 理事長は、毎月、負担金算出の基礎とするため、地下水の取水量を計量するものとする。

2 前項の計量は、正会員の報告により行い、必要な場合は現地調査により確認するものとする。

(負担金の納入)

第6条 第3条の協定に基づく負担金は、正会員が、4半期ごとに理事長が発行する納入通知書により、翌々月の末日までに納入するものとする。

(負担金の使途)

第7条 前条の規定により納入された負担金は、基金の公益目的事業の経費に充てることとする。ただし、負担金は、理事会における予算の議決

に基づき、当該年度の負担金の予算額の4分の1を限度として、法人の管理費等に充てることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

2 この要綱の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この要綱は本基金の設立許可のあった日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表

負担金算出基準

取水量区分 (1か月につき)	金額
0～ 3,000 m ³ まで	2,000円
3,001～10,000 m ³ まで 1 m ³ につき	1円
10,001～30,000 m ³ まで 1 m ³ につき	2円
30,000 m ³ を超える 1 m ³ につき	2.5円

別記様式

協 定 書

公益財団法人長岡京水資源対策基金（以下「甲」という。）と地下水利用者（以下「乙」という。）との間において、水資源対策負担金（以下「負担金」という。）の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、甲の設立目的に賛同し、甲の行う事業の財源に充てるため、甲に対し負担金を負担することを約する。

第2条 前条の負担金の額は、公益財団法人長岡京水資源対策基金水資源対策負担金に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める額とする。

第3条 負担金は、4半期ごとに甲が発行する納入通知書により、翌々月の末日までに納入するものとする。

2 乙は、甲が乙に被災、その他の特別な事情があると認めた場合には、3月を超えない限度において負担金の納期限の延長又は分割納入することができる。

第4条 乙は、毎月、甲に対し取水量の報告を行うとともに、甲が行う現地調査に協力するものとする。

第5条 この協定は、基金の目的を達成するまで効力を有するものとする。

第6条 協定が効力を有する期間において、乙を甲の正会員とする。

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲と乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

年 月 日

甲 公益財団法人長岡京水資源対策基金

乙 地下水利用者（正会員）